

ラオスにおける実用新案（小特許） 制度概要

Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成
(日本国弁理士)



Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

■実用新案（小特許）の出願手続の流れ

ラオスにおける実用新案（小特許）出願手続に関するフローチャートを次ページに示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は下記に記載の項目番号に対応する。

■詳細および留意点

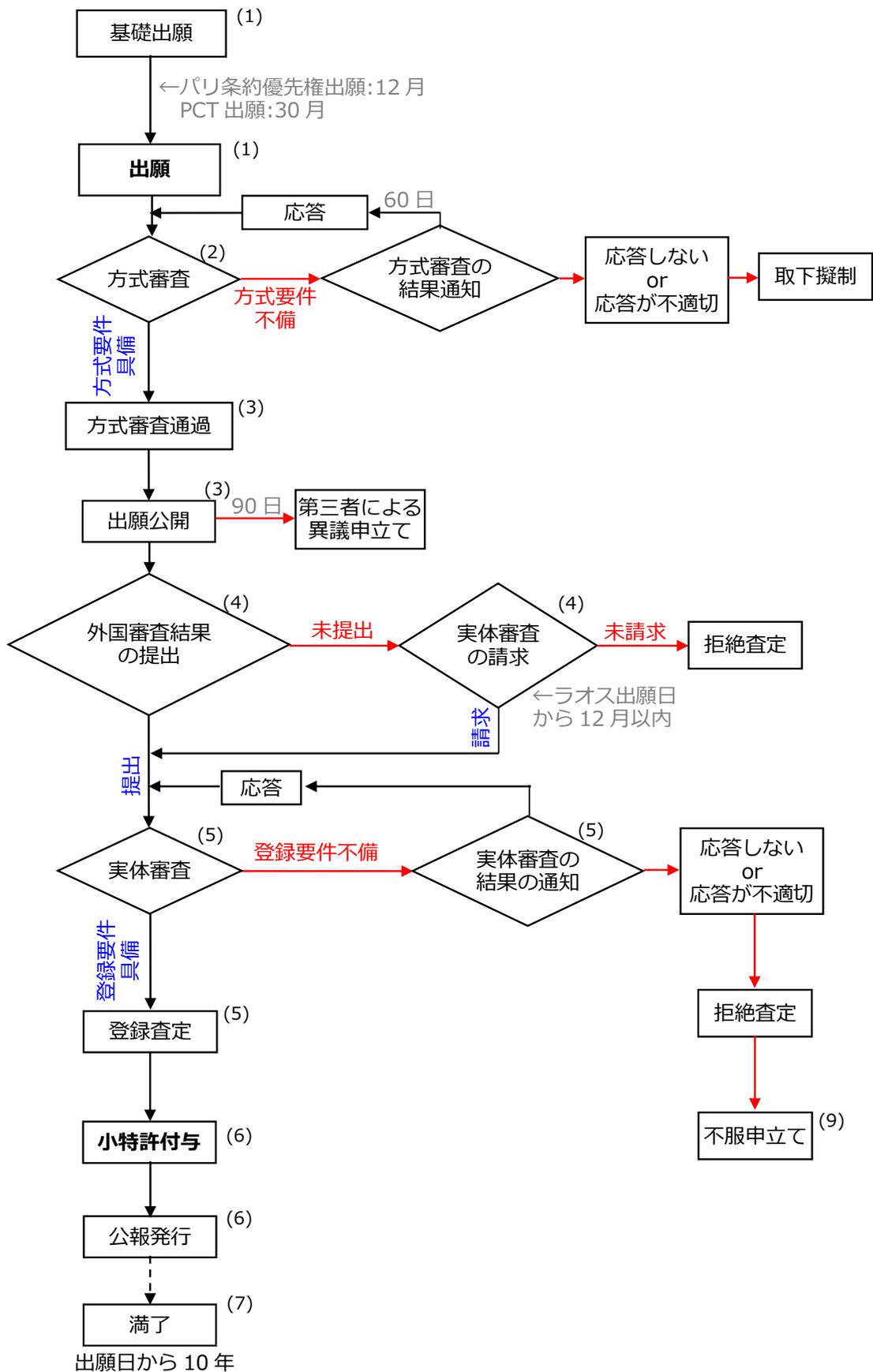
(1) 出願

以下、パリ優先権ルート若しくは PCT ルートによりラオスに出願された外国からの出願であることを前提に説明する。

- I. ラオス語に翻訳された明細書が、ラオスにおける出願日から 90 日以内に提出されなければならない。
- II. 英語の明細書が、出願時に要求される。
- III. パリ条約の優先権を主張する小特許出願に対しては、（ラオスにおける出願日から 3 月以内に）優先権証明書の原本を提出しなければならない。優先権証明書が英語ではない場合、その英訳を提出する。
- IV. 自発補正は、権利付与前であれば、行うことができる。
- V. 認証された委任状が、出願時に要求される。
- VI. 認証された譲渡証が、出願時に要求される。

注意：署名付き委任状および譲渡証の写しをスキャンした PDF も出願時に受理される。ただし、署名付き委任状および譲渡証の原本がラオスにおける出願日から 60

日以内に提出されなければならない（知的財産法第38条）。



(2) 方式審査

審査官は方式審査を行い、書類が正しく完備されていることを確認する。方式要件に不備がある場合、出願人に方式審査の結果が通知される。出願人は、通知日から60日以内に応答する必要がある。応答しなかった場合若しくは応答が不適切であった場合、取下擬制となる（知的財産法第38条、同法第43条）。

(3) 出願公開

出願が方式審査を通過すると、公報で公開される。出願公開日から90日以内に第三者による異議申立てが可能である（知的財産法第39条）。

(4) 実体審査請求または外国審査結果の提出

出願人は対応する出願の外国審査結果を提出し、ラオス特許庁は審査を行うことなく、レポート（報告書）を承認するように要求することができる。外国審査の結果を提出しない場合であっても、ラオスにおける出願日から12月以内に実体審査を請求することができる。この段階で実体審査を請求しない場合、拒絶査定となる（知的財産法第41条、同法第43条）。

(5) 実体審査

実体審査では、登録要件を満たすか否かが審査され、登録要件を満たす場合、登録査定となる。また、登録要件に不備がある場合、出願人に実体審査の結果が通知される。出願人は、本通知内容に対する応答をすることが可能である。応答しなかった場合若しくは応答が不適切であった場合、拒絶査定となる（知的財産法第41条、同法第43条）。

小特許出願は、次の場合、拒絶され、または、小特許の実施が制限される。

- 人体、動物または植物の生命または健康を保護し、環境への重大な被害を回避し、あるいは国の文化および優れた伝統を保護するために商業的实施を防止する必要がある場合
- ラオスの安全保障上の利益を保護するために必要な場合

- 人間または動物の診断、治療および手術の方法、並びに植物または動物の生産のために不可欠な生物学的な方法は、特許の保護を受けられない。

(6) 登録

登録付与されるまでの平均的な期間は、ラオスにおける出願日から約 12 月である。小特許が付与された後、公報が発行される。

(7) 存続期間

小特許の存続期間は、ラオスにおける出願日から 10 年である（知的財産法第 49 条）。

(8) 更新手数料

最初の 4 年分の更新手数料は、出願時に支払わなければならない。その後、出願が係属中でも、ラオスにおける出願日に基づいて各年で支払わなければならない。

(9) 不服申立て

出願人は、拒絶査定に不服がある場合、ラオス知的財産局に審判を請求することができる（知的財産法第 130 条、特許および小特許について知的財産法の施行に関する科学技術省省令第 57 条）。

尚、出願人は、拒絶審決に不服がある場合、裁判所に訴えを提起することができる（特許および小特許について知的財産法の施行に関する科学技術省省令第 58 条）。

■ ソース

ラオス知的財産法

特許および小特許について知的財産法の施行に関する科学技術省省令

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）